

## 教育 DX 推進に関する連携協定書

名古屋市教育委員会(以下「甲」という。)、国立大学法人愛知教育大学(以下「乙」という。)、株式会社 NTT ドコモ(以下「丙」という。)、NTT ドコモビジネス株式会社(以下「丁」という。)(以下それぞれを「協定当事者」という。)は、小・中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)における教育 DX 推進に関し、次の通り連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、協定事業者が連携及び協力し、相互の人的・知的資源を活用することにより、学校におけるすべての教員と児童生徒の個別最適、協働的な学び、探究的な学びの実現のため、教育 DX の有効的手法の策定・推進及び教育データ利活用による新たな学習法の創出(以下「本取組」という。)を図ることを目的とする。

### (連携及び協力事項)

第2条 協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力を行う。

- (1) 情報活用能力の抜本的な向上に関する各種活動に係る企画立案及び実行に関すること。
- (2) 教育データ利活用推進のため各種活動に係る企画立案及び実行に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

### (定義)

第3条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育データ:名古屋市立学校(高等学校を除く)において運用される1人1台タブレット端末の利用状況及び学習 e ポータルで計測された各種データをいう。
- (2) 秘密情報:本取組の遂行のために、開示者自らが必要又は有用であると判断し、秘密である旨を明記した有形な媒体(書面、電磁的記録媒体等をいう。)により被開示者に対し開示された開示者の技術上、業務上及び営業上の一切の情報並びに有形な媒体以外の媒体・手段(口頭、電子メール、チャット、視覚的手段等をいう。)により開示された情報(開示の際に開示者により被開示者に対し秘密である旨を明示し、かつ、開示後14日以内に開示者が当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供した情報に限る。)をいう。ただし、被開示者が次のいずれかに該当することを立証し得た情報は、秘密情報に含まれないものとする。
  - イ 開示される前に、既に公知であったもの
  - ロ 開示される前に、既に自己が保有していたもの
  - ハ 開示された後に、自己の責めによらず公知となったもの
  - ニ 開示された秘密情報によらず自らの開発により知得したもの

ホ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得したもの

ヘ 書面により事前に他の協定事業者の同意を得たもの

(3) 開示者:協定当事者のうち、秘密情報を開示する者をいう。

(4) 被開示者:協定当事者のうち、開示者より秘密情報の開示を受ける者をいう。

#### (役割)

第4条 本取組における協定当事者の役割は、次に掲げる通りとし、各役割の詳細その他必要な事項は、協定当事者間で別途協議の上、決定する。

(1) 甲の役割

イ 名古屋市立学校におけるデジタル学習基盤の整備

ロ 情報活用能力の抜本的な向上や教育データ利活用促進に向けた調査・研究環境の提供

(2) 乙の役割

イ 情報活用能力の抜本的な向上に向けた各種活動に係る助言・支援

ロ 教育データ利活用方針に関する提言

ハ 教育データ利活用に関するデータ分析

(3) 丙の役割

イ モバイル通信ネットワークの提供

(4) 丁の役割

イ 本取組に係る全体企画、管理・監督

ロ 甲の名古屋市立学校におけるデジタル学習基盤の整備に係る支援

ハ 教育データ利活用に関するツールの提供

#### (協議の実施)

第5条 本取組を効果的に推進するため、協定当事者間で定期的に協議を行うものとし、具体的な実施方法その他の詳細については、協定当事者間で別途協議の上、決定するものとする。

#### (守秘義務)

第6条 被開示者は、本協定の有効期間にかかわらず、本協定の終了日から1年間、秘密情報を秘密に保持し、開示者の事前の書面による承諾なくして、開示者より開示を受けた秘密情報を第三者に開示・漏洩し、又は秘密情報を本取組の遂行以外の目的のために使用又は利用してはならないものとする。

2. 被開示者は、本取組の遂行のため、秘密情報を知る必要のある自己の役職員について、本条に定める守秘義務を遵守することに同意している者のみに秘密情報を使用させるものとし、また、当該役職員(退職又は退任後を含む。)が当該義務に違反するこ

とのないように、必要な措置を講じなければならない。

3. 被開示者が、開示者からの事前の書面による承諾に基づき、開示者より開示を受けた秘密情報を第三者に開示する場合、被開示者は、当該第三者に対して、本協定に定める自己の秘密保持義務と同等以上の義務を課すものとし、かつ当該第三者による当該義務の違反について開示者に対して一切の責任を負い、自己の故意・過失の有無を問わず開示者に生じた損害を賠償するものとする。

4. 被開示者は、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体並びにこれらの複製・複写物及び改変物(以下総称して「秘密書類」という。)を、他の資料及び物品等と明確に区別して、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。被開示者は、本取組の遂行に必要な範囲で複製する場合を除き、開示者の事前の書面による承諾を得ない限り、秘密情報の全部又は一部を複製し、又は改変してはならないものとする。

5. 被開示者は、開示者が返還を要求したとき、又は本協定が終了したときは、速やかに開示者の指示に従い、秘密書類を開示者に返還し、又は破棄するものとする。

#### (知的財産権の帰属)

第7条 本協定の履行の過程で創作される成果物に係る知的財産権の帰属等については、協定当事者間で別途協議の上、決定する。

#### (公表)

第8条 協定当事者は、本協定の存在内容及び成果について、第三者に開示、公表、プレスリリース等を行う場合は、事前にその実施時期、内容等について協定当事者間で合意するものとする。

#### (期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和13年8月31日までとする。ただし、当該協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、協定当事者のいずれからも特段の申し出がないときは、本協定は更に1年間と有効とし、その後も同様とする。

2. 協定当事者は、解約予定日の2ヶ月前までに書面により他の全ての協定当事者に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

#### (その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、協定当事者間で協議の上、これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書4通を作成し各当事者記名押印し、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市教育委員会  
教育長

杉浦 昌

乙 刈谷市井ヶ谷町広沢1  
国立大学法人 愛知教育大学  
学長

野田 敦敬

丙 名古屋市東区東桜一丁目1番10号  
株式会社NTTドコモ  
東海支社長

小澤 尊

丁 名古屋市東区東桜一丁目1番10号  
NTTドコモビジネス株式会社  
執行役員 東海支社長

田畑 智也